

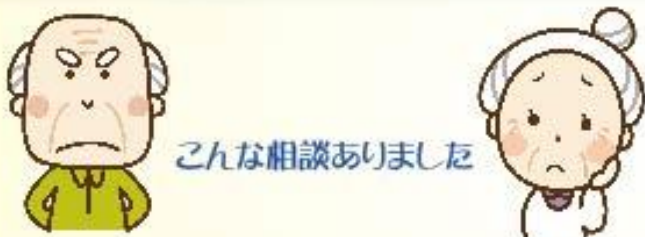
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.148

発行：東濃西部広域行政事務組合

古いカセットボンベの取り扱いに注意！

災害時に備えた備蓄品として、まとめて購入した古いカセットボンベがご家庭にありますか？
古いカセットボンベは、使用していなくても製造から長期間経過したり、保管環境が適切ではなかったりすると、内部パッキンの劣化によりガス漏れする危険があります。カセットボンベの使用の目安は製造後約7年です。古いカセットボンベを使用する際は、製造年月日を確認するとともに、表示のないものや、変形・さびのあるものは、危険ですので使わないようにしましょう。
空になったカセットボンベは、お住まいの自治体のルールに従って廃棄をしますが、ガスが残っていたり、処分方法が分からない場合は、製造事業者もしくは、一般社団法人日本ガス石油機器工業会のカセットボンベお客様センター(電話:0120-14-9996)へ確認しましょう。



1人暮らしの息子が、自身のアパートに訪問してきた事業者から勧誘され、家の購入契約をしたことが判明。話を聞くと、強引な勧誘で何度断っても帰ってくれないため、困惑して契約せざるえなかったらしい。契約解除できないだろうか。

自宅に訪問してきた事業者から、将来の生活設計などの話をされ、個人情報も聞かれ、将来のため、投資にもなるなどと言われ、家の購入を勧誘し契約させるといふ手口です。断わっても帰ってくれない、声を荒げる、周りへの相談をさせないなど強引な勧誘が見受けられます。恐怖を感じたら、すぐに警察に連絡してください。宅地建物取引業法の適用がある取引では、クーリング・オフができる場合があります。事例を知ること、周りに助けを求めることが必要です。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	15件
訪問販売	13件
訪問購入	0件
通信販売	25件
連鎖販売	0件
電話勧誘	1件
送り付け商法	1件
無店舗販売	0件
不明・無関係	6件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業